

## 保険料軽減特例措置の見直しについて

### 1 現行の軽減特例措置

平成 20 年度の後期高齢者医療制度施行にあたり、それまでに加入していた医療保険料（国保・被用者保険）からの激変緩和措置として、国が毎年度の予算措置により低所得者と元被扶養者の保険料を特例的に軽減している状況が続いてきた（平成 28 年度国予算で 945 億円）。

		恒常的な措置 (政令本則)	軽減特例 (予算措置)
低所得者	均等割	7 割軽減	9 割・8.5 割軽減
	所得割	—	5 割軽減
元被扶養者	均等割	加入後 2 年間 5 割軽減	制限なく 9 割軽減
	所得割	賦課せず	—

### 2 見直しの背景・経緯

#### ●医療保険制度改革骨子（H27.1.13 社会保障制度推進本部決定）

【背景】負担の公平化が必要（元被扶養者・国保加入者）

【方針】保険料軽減特例措置を段階的に縮小（H29 から・激変緩和措置）

#### ●社会保障審議会医療保険部会（主な直近の動き）

【H28.9.29 開催】方針提示と論点整理

【H28.11.30 開催】論点整理を受けた具体的見直しの方向性を提示

【H28.12.8 開催】議論の整理（段階的見直し了承だが、実施時期については低所得者に配慮し、介護保険料軽減拡充・年金生活者支援給付金支給に合わせる）

### 3 見直しの内容と被保険者への影響

社会保障審議会医療保険部会における議論及び与党との調整を経て、政府において段階的見直し案をとりまとめ（H28.12.22 確定）

		軽減特例			
		H28（現行）	H29	H30	H31
低所得者	均等割	9 割・8.5 割軽減	当面維持		
	所得割	5 割軽減	2 割軽減	軽減なし	軽減なし
元被扶養者	均等割	制限なく 9 割軽減	制限なく 7 割軽減	制限なく 5 割軽減	加入 2 年以内：5 割軽減 加入 3 年目以降：軽減なし
	所得割	賦課せず	当面賦課せず		

#### ●当広域連合における対象者数（平成 28 年度確定賦課ベース）

約 115 千人（全被保険者数の約 15%）